

## 平成29年第10回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日時場所

平成29年10月13日(金)午後2時  
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出席委員

1番 嶺 岸 勝 志	2番 成 島 誠
3番 大 炊 三枝子	4番 中 野 栄
5番 大 井 栄 一	6番 根 本 博
7番 田 村 星 寿	8番 宮久保 勝
9番 三 須 清 一	10番 須 藤 喜一郎

### 4. 出席事務局職員

局 長	渡 辺 唯 男
次 長	成 嶋 文 夫
庶務係長	富 塚 隆 則
農地係長	鈴 木 光 一

### 5. 会議に付した議案等

#### 審議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- 議案第4号 農用地利用集積配分計画(案)について
- 議案第5号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
- 議案第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

#### 報告事項

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する  
専決処分について
- 報告第3号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について
- 報告第4号 生産緑地のあっせんについて
- 報告第5号 農地法第3条の規定による許可申請の提出について

**三須清一会長** ただ今から平成 29 年第 10 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

2 番 成島誠委員

3 番 大炊三枝子委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から第 6 号まで、合計 6 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 2 件です。

議案第 2 号は「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 1 件です。

議案第 3 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は新規が 18 件で、所有権移転が 1 件です。

議案第 4 号は「農用地利用集積配分計画（案）について」です。

議案第 5 号は「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」です。

議案第 6 号は「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の整理番号 1 を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 29 年 10 月 13 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号 1 の説明をいたします。議案資料は 1 ページからとなります。

申請地は〇〇地先の田一筆、面積は 1,004m<sup>2</sup>です。JR〇〇駅の南西側約 1 km に位置しています。位置図は議案資料の 4 ページをご覧ください。

譲渡による所有権の移転です。譲受人は印西市の農業者で、経営拡大のために行うものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、根本第 1 調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**根本博調査会長** 議案第 1 号整理番号 1 について調査結果を報告します。譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は、自作地が約 2.01 ヘクタールです。農作業従事日数は本人が年間 300 日で、妻が 270 日です。トラクター、コンバインなどを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、第 1 調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号整理番号 1 を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号整理番号 1 は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第 1 号整理番号 2 について審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局** 議案書をご覧ください。整理番号 2 の説明をいたします。議案資料は 9 ページからとなります。

申請地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 1,136m<sup>2</sup>です。JR〇〇〇駅の北西約 3 km に位置しています。位置図は議案資料の 11 ページをご覧ください。

譲渡による所有権の移転です。譲受人は下ヶ戸の農業者で、経営拡大のために行うもの



〇〇〇の西側に位置しています。

資料 17 ページの事業計画書と資料 22 ページの始末書をご覧ください。

申請者は農地法の知識がないまま、許可を受けずに平成4年ごろから駐車場として利用しております。計画書によると周辺住民からの駐車場不足の要望に対応するもので、適地であったため計画したとのこと。雨水は自然浸透で処理しております。

隣接の農地は自己の所有地であり、他の土地の所有者の意見としては特に問題はありません。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**根本博調査会長** 議案第2号について調査結果を報告します。

申請人の立会いの下、現地調査を行いました。申請地の農地区分は第2種農地に当たります。

雨水は自然排水で、隣接の土地等に影響が出ないようにしてありました。目的の実現の確実性については、駐車場として整備されており、資金の問題もありません。

以上のことから農地法第4条の許可要件は満たしております。

なお、無許可で駐車場として使用していたことに対しては、申請地の北側が駐車場になっていたことや申請人からの謝罪があり、今後は法を遵守することを確約しております。

以上の内容を基に審議したところ「土地の現況」「土地利用の状況」「申請人が深く反省していること」など、土地の農業上の利用の確保及び公益並びに関係人の利益を衡量した結果、第1調査会では全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第2号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を審議します。

なお、整理番号19については〇〇〇委員が利用権設定者となっております。〇〇〇委員には農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の3ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。平成29年10月13日提出、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

整理番号1から18はすべて賃借権の新規設定で、整理番号19は所有権の移転です。議案資料は25ページからとなります。

整理番号1から18までの借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。

整理番号1の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は1,985m<sup>2</sup>で、賃借料は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。期間は10年間です。

整理番号2の貸付者は〇〇〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇地先の田二筆、合計面積は2,770m<sup>2</sup>で、賃借料は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。期間は10年間です。

整理番号3の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆、面積は1,702m<sup>2</sup>で、賃借料は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。期間は10年間です。

整理番号4の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田3筆及び〇〇〇〇地先の田3筆、合計面積は1万773m<sup>2</sup>で、賃借料は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。期間は10年間です。

整理番号5の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇地先の田一筆、面積は2,403m<sup>2</sup>で、賃借料は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。期間は10年間です。

整理番号6の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆、〇〇〇〇字〇〇地先の田一筆及び〇〇〇〇地先の田3筆、合計面積は1万1,792m<sup>2</sup>で、賃借料は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。なお、土地改良区の賦課金は借受者が支払うこととなっております。期間は10年間です。

整理番号7の貸付者は〇〇〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田一筆、面積は1,654m<sup>2</sup>で、賃借料は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。期間は10年間です。

整理番号8の貸付者は〇〇〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田一筆及び〇〇〇〇〇〇地先の田二筆、合計面積は5,956m<sup>2</sup>で、賃借料は10アール当たりコ

シヒカリ一等米〇〇kg です。期間は 10 年間です。

整理番号 9 の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田 9 筆及び〇〇〇〇字〇〇〇地先の田 12 筆、合計面積は 1 万 1,707.87m<sup>2</sup>で、賃借料はその年のコシヒカリ一等米〇〇kg 相当の J A 出荷額です。期間は 10 年間です。

整理番号 10 の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇地先の田一筆、面積は 2,042m<sup>2</sup>で、賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg です。期間は 10 年間です。

整理番号 11 の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田 4 筆、〇〇〇地先の田二筆及び〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 1 万 7,598m<sup>2</sup>で、賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg です。期間は 10 年間です。

整理番号 12 の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆及び〇〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 8,268m<sup>2</sup>で、賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg です。期間は 10 年間です。

整理番号 13 の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇地先の田二筆、面積は 5,050m<sup>2</sup>で、賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg です。期間は 10 年間です。

整理番号 14 の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆及び〇〇〇〇地先の田 3 筆、合計面積は 9,283m<sup>2</sup>で、賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg です。期間は 10 年間です。

整理番号 15 の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,559m<sup>2</sup>で、賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg です。期間は 10 年間です。

整理番号 16 の貸付者は〇〇〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田 4 筆、〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田 4 筆、合計面積は 6,534.28m<sup>2</sup>で、賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇〇kg です。期間は 10 年間です。

整理番号 17 の貸付者は〇〇〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田一筆及び〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田 3 筆、合計面積は 6,833m<sup>2</sup>で、賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇〇kg です。期間は 10 年間です。

整理番号 18 の貸付者は〇〇〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田二筆、面積は 498m<sup>2</sup>で、賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇〇kg です。期間は 10 年間です。

整理番号 19 の議案資料は 29 ページとなります。所有権を移転する農地は〇〇字〇〇〇〇地先の田一筆及び〇〇字〇〇〇〇地先の田一筆、合計面積は 6,589m<sup>2</sup>です。

事務局からは以上です。



三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 整理番号1から18までは農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会が借り受け、農用地利用配分計画案に基づき、権利設定するものです。

整理番号19の権利設定を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含めて約16.4ヘクタールです。農業従事日数は本人及び母が年間280日、父が240日、妻が80日です。農業施設、大型農業機械等を一通り揃えています。

以上の内容を基に審査したところ、第1調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから整理番号1から19までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号の整理番号19を除く、整理番号1から18に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

嶺岸委員。

嶺岸勝志委員 意見というより。資料を見ますと25ページからの議案第3号の1から18までは整理番号通りですが、29ページの議案第3号2となっているのは19ではないかと思われるのですが、これでいいのでしょうか。29ページの議案第3号2となっているのは19ではないですか。

事務局 19の誤りです。

嶺岸勝志委員 あ、そうですね。それなら納得です。

三須清一会長 よろしいですか。

嶺岸勝志委員 はい。

三須清一会長 ほかにございませんか。

嶺岸勝志委員 19に修正ですね。

事務局 はい。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号の整理番号1から18を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の整理番号1から18は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第3号の整理番号19に対する質疑に入ります。

〇〇委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退室していただきます。これにご異議ございませんか。

(なし)

異議なしと認めます。

〇〇委員、退室をお願いします。

(〇〇委員、退室)

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

議案第3号整理番号19を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号19は原案どおり決定することとしました。

〇〇委員には自席に戻っていただきます。

(〇〇委員が席に戻ったことを確認)

続いて、議案第4号「農用地利用集積配分計画(案)について」を審議します。資料の33ページをご覧ください。

〇〇〇委員が権利設定者となっております。〇〇〇委員には農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 19 ページをお開きください。

議案第 4 号「農用地利用集積配分計画（案）について」。農地利用集積配分計画（案）についてこの会の意見を求めます。平成 29 年 10 月 13 日提出、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

本案件は「農地中間管理事業推進に関する法律第 19 条 3 項」の規定により、市長から農業委員会に対して農地利用配分計画（案）について意見を求められたものです。農地中間管理機構である千葉県園芸協会による〇〇〇〇及び〇〇〇〇等の田の貸し付けに係る計画案を作成するものです。

計画の詳細は農政課より説明いたします。

**農政課美濃祐樹主任主事** 農政課の美濃と申します。よろしく願いいたします。

それでは議案第 4 号「農用地利用集積配分計画（案）について」をご説明申し上げます。お手元にカラー刷りのパンフレットと片面刷りで決定基準という A 4 横の資料がございますので、そちらを交えつつご説明させていただければと思います。

まず利用配分計画のご説明に入る前に、農地中間管理事業についてのご説明からさせていただきます。農地中間管理事業は農地版の不動産仲介業のようなものをイメージしていただければと思います。農地を貸したい方と借りたい方が千葉県の外郭団体である農地中間管理機構にそれぞれ貸し付けと借り受けの登録を行います。その後貸し付けられた農地を借り受けしたいという方々に中間管理機構がマッチングを行いまして、借り受けの登録をされた方に貸し付けるという事業になっております。我孫子市ではその農地中間管理事業の事業主体である千葉県園芸協会から業務委託を受けまして、実際の作業を行っています。

議案第 3 号整理番号 1 から 18 で千葉県園芸協会に貸し付けられた農地を配分している計画について、それぞれの決定基準をざっとご説明いたします。

まず貸し付ける際の基本原則というものがございます。貸し付ける農用地を該当する受け手に貸し付けた場合、規模拡大や分散の解消に資すること。既に効率的かつ安定的な農業経営を行っているほかの農業者の方に支障を及ぼさないこと。人・農地プランの計画により地域で合意された貸付先であること。こちらについてはだれの農用地等に貸し付けるかまですべて計画がなされているという条件がございます。

もしこれに該当しない場合、その下の 2 番に移っていきます。地域内で利用権の交換を行う相手先であること。集落営農の構成員が利用させようとしている当該集落営農組織であること。

こちらにも該当しない場合は 3 番ということになります。こちら 3 番は、当該農用地等の隣接する農用地等で農業経営をしている担い手であること。上記の担い手が複数いる場

合、当然この田んぼについては複数いる場合も多々ございますので、そういった場合は6番の①から③を見て、総合的に判断して順位付けをするということになります。

4番目の基準が当該農用地等が所在する地域の担い手である場合、5番の条件が上記以外の者である場合は、最終的には6番の①から④に該当するかどうかで総合的に判断して順位付けをするということになります。

6番ですけれども、借り受けの希望者の条件に適合している農用地であること。6番の②地域農業の発展に資する借受希望者であること。③借受希望者が人・農地プランの中心経営体または中心経営体となる見込みである方。④当該農用地等に最も近い農用地等で農業経営をしているという、それぞれ条件がございます。

今回の配分計画に関しましては、まず皆様は原則的には該当します。かつ、決定基準の4番、当該農用地等が所在する地域内の担い手であるというのに該当します。こちらの地域内の担い手であるというものに関しましては、先月、平成29年9月に人・農地プランの検討委員会を開催しまして、そちらで中里新田、日秀新田地区に関しましては経営体の方、その検討会で決定された方々になりますので、地域内の担い手になります。かつ、6番の①から③に該当する担い手に配分しているということになります。また、所有者の方からそれぞれの担い手の方への貸し付けを強く希望しているという点も含めまして、それぞれの配分計画をこちらのほうで作成したという経緯になります。

あと、整理番号16、17、18に関しましては〇〇と〇〇のエリアからちょっと外れていますが、こちらについては昨年度〇〇〇地区でまた同じように中間管理事業を授かったときに、地域の担い手となりました山崎フロンティア農場さん、こちらの方に貸し付けをさせていただいています。こちらの〇〇〇地区に関しましては山崎フロンティア農場さんが地域の担い手になっておりますので、山崎フロンティア農場さんに配分させていただきました。

農政課からは以上となります。

**三須清一会長** 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**根本博調査会長** 資料31ページをお開きください。

こちらに記載の所在の農地は農用地利用配分計画（案）に基づき、有限会社今井興業ライスセンターに権利設定する土地で、地目・田3筆、合計面積が4,755m<sup>2</sup>です。

資料32ページをお開きください。

こちらに記載の所在の農地は農用地利用集積配分計画（案）に基づき、〇〇の農業者に権利設定する土地で、地目・田8筆、合計面積が1万4,878m<sup>2</sup>です。

資料33ページをお開きください。

資料 33 ページから 37 ページに記載の所在の農地は農用地利用集積配分計画（案）に基づき、〇〇の農業者に権利設定する土地で、地目・田 60 筆、合計面積が 7 万 6,909.87 m<sup>2</sup>です。

資料 38 ページをお開きください。

こちらに記載の所在の農地は農用地利用集積配分計画（案）に基づき、株式会社山崎フロンティア農場に権利設定する土地で、地目・田 14 筆、合計面積が 1 万 3,865.28m<sup>2</sup>です。

第 1 調査会では貸し付ける農地を該当する受け手に貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資するなどの「決定基準」を満たしていることから本計画案は適当と判断し、全員一致をもって「付すべく意見はなし」との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** 〇〇委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退室していただきます。

これにご異議ございませんか。

(なし)

異議なしと認めます。

(〇〇委員、退室)

これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

議案第 4 号「農用地利用集積配分計画（案）について」に対しては「付すべく意見はなし」と決定してよろしいでしょうか。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 4 号は原案どおり決定することにいたしました。

〇〇委員には自席に戻っていただきます。

(〇〇委員が席に戻ったことを確認)

続きまして、議案第 5 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

事務局より朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書 20 ページをお開きください。

議案第 5 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」。下記のとおり農地法の許可を要しない土地の証明願の申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日平成 29 年 10 月 13 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

所在地は〇〇字〇〇地先、登記地目・畑、現況地目・山林一筆、面積は 1,619m<sup>2</sup>です。  
〇消防署の隣接地です。

所有者は〇〇在住です。資料 44 ページをお開きください。

当該地は願出人が昭和 53 年に相続で取得したもので、60 年以上前から竹や樹木が繁茂しており、農地としての利用には適さない状況です。また、隣接地は山林となっております。なお、国土地理院が撮影の平成 6 年 11 月 4 日付けの空中写真で山林状況である旨確認できました。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**根本博調査会長** 議案第 5 号について調査結果を報告いたします。

対象地は農業公共投資の対象となっていない農地であることから第 2 種農地と判断しました。

現地を確認したところ資料の写真でも分かるほど竹林化しており、適正に農地として利用することは困難であることから、第 1 調査会では全員一致をもって農地法の規定に基づく許可を要しない土地と判断しました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第 5 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第 5 号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第 5 号を採決します。農地法の規定に基づく許可を要しない土地と判断することについて賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 5 号は原案どおり証明すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 6 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 21 ページをお開きください。

議案第 6 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」。下記のとおり成田税務署長より利用状況確認依頼があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 29 年 10 月 13 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は 45 ページと 46 ページとなります。

本件は相続税の納税猶予の適用を受けて 20 年を迎えることから、この適用農地の利用状況について成田税務署より利用状況確認依頼があったものです。これを受けて根本委員と事務局とで現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 根本委員から報告をお願いします。

**根本博委員** 議案資料 45 ページをご覧ください。

平成 29 年 9 月 25 日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている「〇〇〇地先の田一筆及び〇〇〇地先の田一筆、合計面積 5,154m<sup>2</sup>」について現地確認を行いました。その結果、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認しました。

以上です。

**三須清一会長** 以上で報告が終了しました。

これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 6 号を採決します。原案どおり報告することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 6 号は原案どおり報告することといたしました。

根本委員は自席にお戻りください。

(根本委員が席に戻ったことを確認)

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは報告いたします。報告は第 1 号から第 5 号までの 5 件です。

報告第 1 号は「農地法第 4 条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計 3 件受理しました。転用目的・事由は整理番号 1 と 3 が宅地で、整理番号 2 が公衆用道

路です。

報告第2号は「農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計5件受理しました。転用目的・事由は整理番号3が倉庫で、ほか4件はいずれも宅地です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

報告第3号は「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」です。農業基盤強化促進法による農地の買い受けを行う目的で名簿の登録申請がありました。我孫子市農地移動適正化あっせん基準の「権利を取得させるべき要件」を満たしていることから受理しました。

報告第4号は「生産緑地のあっせんについて」です。市長より平成29年9月27日付けで「生産緑地のあっせん」が求められています。委員の皆様のお知り合いの農業者で生産緑地を取得したい方がいらっしゃいましたら、お手数ですが11月7日までに事務局へ連絡していただきたいと思えます。

報告第5号は「買受適格証明書に基づく農地法第3条の規定による許可申請について」です。これは平成29年第8回総会において農地の公売の参加に係る買受適格証明願が許可相当と認められた〇〇〇地先の一筆、面積991m<sup>2</sup>の案件と、〇〇〇地先の二筆、合計面積5,768m<sup>2</sup>の案件です。買受人が決定され、農地法3条の規定による許可申請が提出されたので、農業委員会会長の専決処分です。許可したものを報告するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から5号まで、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、我孫子市農業委員会平成29年第10回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人